

# ドイツの障害者平等法

山本 真生子

## 【目次】

- I 障害者法制の新たな動向
- II 成立の背景
- III 制定の過程
- IV 法律の概要
- V これまでの改正
- VI 障害者平等法以降の障害者法制
- VII 州の障害者平等法
- VIII 立法の成果

## I 障害者法制の新たな動向

各国の障害者施策は、従来、主にリハビリテーションと予防とに重点を置いてきた。これらは、一般的な法律、特別立法、また、両者の組み合わせ等によって各国の法制の中に規定され、現在も進捗している。<sup>(注1)</sup>

その一方で、1990年代以降、先進資本主義国における障害者法制の新たな動向として、障害者差別禁止法制が作られるようになった。<sup>(注2)</sup> その形態は国により異なるが、北欧の福祉国家型を除くと、①単独法としての障害者差別禁止法、②人権法制の中に、障害を理由とした差別を禁止する規定を含ませるもの、③障害者施策法の中に、差別禁止規定を盛り込むもの、の3類型があると指摘されている。<sup>(注3)</sup> 単独の障害者差別禁止法としては、とりわけ、アメリカの「1990年障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act-ADA)」<sup>(注5)</sup> が代表的であり、その成立は国際的にも大きな影響を与えた。

ドイツにおいては、2002年4月、障害者の差別禁止及び社会生活への同権の参加を目的とする単独の法律「障害者の平等のための法律 (Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen (Behindertengleichstellungsgesetz-BGG) vom 27. April 2002)」(以下、「障害者平等法」という)が

公布された。<sup>(注6)</sup> 障害者平等法は、全63章 (Artikel) から成る「障害者の平等のための及び他の法律の改正のための法律 (Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen und zur Änderung anderer Gesetze vom 27. April 2002)」<sup>(注7)</sup> の第1章として制定された。

## II 成立の背景

### 1 ドイツにおける障害者法制の展開

障害者平等法の成立以前、ドイツの障害者法制は、概ね以下のような経緯を辿ってきた。

#### <障害者施策の「パラダイム転換」>

ドイツにおける障害者に関する立法は、1920年の「重度障害者の雇用法」の制定以来、雇用政策に重点を置いて行われてきた。「重度障害者の雇用法」は、幾度かの改正により対象となる障害者の範囲を広げ、1974年4月には「重度障害者の雇用、職業、社会における統合の保障に関する法律」<sup>(注8)</sup> (以下、「重度障害者法」という)へと全面改正された。しかし、雇用における、障害を理由とした差別に対し、アメリカやカナダが厳しく禁止し司法的救済を可能としているのに比べ、ドイツは不徹底であるとの批判も多かった。<sup>(注9)</sup>

こうした中で、1990年代以降、障害者施策のいわゆる「パラダイム転換」、すなわち、生じている不利益を補填するという従来の方法論から、差別の禁止、機会均等及びバリアフリーという新たな方向性への変化が芽生えた。<sup>(注10)</sup>

#### <基本法の平等原則における障害者差別禁止規定>

この「パラダイム転換」の先駆けは、1994年10月27日の基本法 (憲法) 改正 (第42回改正) の中に見られる。同改正は、ドイツ統一に伴う大規模なものであって、計14項目にのぼる規定

の変更ないし追加が行われた。その1つが、障害者差別の禁止の明記である。先進諸国の趨勢や国内における障害者団体等の要望を背景に、基本法第3条第3項の、「何人も、その性別、血統、人種、言語、出身地及び出身、信仰、宗教的・政治的見解によって不利益な取扱い又は有利な取扱いを受けることは許されない」という規定に、次の一文が追加されたのである。「何人も、その障害によって不利益な取扱いを受けることは許されない」。ただし、公法である基本法があくまで市民と国家の関係を規律するものであるのか、それとも私人の間関係にまで効力を及ぼすのかについては、議論がある。しかし、いずれにせよ、私法上の行為における差別を断ち切る契機としても、憲法改正が必要であると認識されたのである。<sup>(注11)</sup>

#### <1998年与党連立協定>

1998年10月、社会民主党 (SPD) と90年同盟／緑の人々 (緑の党) は、第14議会期 (1998年～2002年) のための連立協定<sup>(注12)</sup>の中で、障害者の自己決定及び同権の社会参加を促進し、基本法に規定された障害者の不利益な取扱いの禁止に実効性を与えるために努力することに合意した。そして、平等化のための立法を行うことに言及した。

#### <2000年5月19日の連邦議会決議>

2000年5月19日、連邦議会は、障害者の統合に関する決議<sup>(注13)</sup>を採択した。決議には、障害者施策の目的の変化が明記された。すなわち、「…政治的な努力の中心となるのは、もはや障害者の扶助及び手当ではなく、彼らが自己決定した社会生活への参加及び彼らの同等の機会を妨げる障害の除去である」との文言が、決議の冒頭に置かれたのである。連邦議会による障害者施策の「パラダイム転換」の表明である。

#### <社会法典第9編の法典化>

1994年の基本法の改正に基づき、また、2000年11月のEC (欧州共同体) 指令「就業及び職業

における平等待遇の実現のための一般的枠組みを定めるための2000年11月27日の理事会指令 (2000/78/EC)<sup>(注14)</sup>に従って、2001年6月、社会法典第9編「障害者のリハビリテーション及び参加」<sup>(注15)</sup>が法典化された。従来の重度障害者法<sup>(注16)</sup>とリハビリテーション給付調整法<sup>(注17)</sup>をはじめとするリハビリテーション給付に関する法令とを一本化したものである。

社会法典第9編は、障害者が社会生活に同等に参加するための、社会的な請求権について定めたものである。具体的な内容は、障害者に対する様々な給付 (障害者が差別を防止し、差別に対抗できるようにすることを目的とする) のほか、重度障害者等に対する雇用主の各種義務 (障害を理由とした不利益な取扱いの禁止を含む)、事業所等における重度障害者代表の選挙、統合協定 (雇用主と重度障害者代表とが重度障害者の編入に関して締結する、拘束力を有する協定) 等である。特に、雇用主による、障害を理由とした不利益な取扱いの禁止 (社会法典第9編第81条第2項第1文) は、法典化以前の重度障害者法にはなく、法典化にあたり新たに設けられた規定である。

しかし、障害者平等法案の提案理由書においても述べられたように、さらに重要なのは、全生活領域において、障害者が同等の機会を得ることである。<sup>(注18)</sup> これをもって「パラダイム転換」の実現ということが出来る。そのために障害者平等法の成立が求められたのである。

## 2 国際社会からの影響

以上のような障害者法制の展開と、これに続く障害者平等法の成立の背景には、国際社会からの少なからぬ影響もあった。障害者平等法案<sup>(注19)</sup>の提案理由書も、このことを指摘している。

アメリカにおける「1990年障害をもつアメリカ人法」の成立は、ドイツの障害者施策をめぐる議論に直接に影響を及ぼした。同法の成立以降、

ドイツ国内の主要な障害者団体や慢性疾患患者団体の連合団体である「ドイツ障害者評議会」(Deutscher Behindertenrat)は、ドイツにおいても包括的な平等法ないし差別禁止法を制定することを、彼らの政治的要求の中心に据えた。

1993年12月には、国際連合総会が、「障害者のための機会均等に関する基準規則」<sup>(注20)</sup>(以下、「基準規則」という)を採択した。これは、障害者政策の参照すべきポイント、すなわち、すべての生活領域において障害者の同権の参加を可能にするための、必要条件と行動方法とを提示したものである。世界中において、障害者の市民権の出発点となった。

欧州における動きとしては、1992年、欧州評議会(Council of Europe)の閣僚委員会が「障害者のための一貫性のある政策」<sup>(注21)</sup>に関する勧告を採択した。また、欧州委員会による1994年7月の欧州の社会政策に関する白書は、国際連合の「基準規則」に準拠する適切な国際文書を準備する旨を表明し、障害者等への差別をEU(欧州連合)レベルで撲滅することを提案した。1996年12月には、欧州議会が「障害者の権利に関する決議」<sup>(注23)</sup>を採択した。同じ時期、欧州委員会は「障害者のための機会均等に関するコミュニケーション」<sup>(注24)</sup>を発し、これに基づいて理事会は、「障害者のための機会均等に関する決議」<sup>(注25)</sup>を採択した。この決議によって打ち出された障害者政策の方向性は、「障害者の社会参加を促進していくために障害に基づくあらゆる差別を撤廃していくという、新しい権利保障的な方向(Right-based approach)であった点も注目」<sup>(注26)</sup>に値する。」とされる。この決議はまた、EU構成国に対し、政策立案にあたっては、障害者の完全参加を阻むあらゆる障害を除去する配慮をするよう要請した。決議の基となったのは、前述の国際連合の「基準規則」である。さらに、1997年6月のアムステルダム条約<sup>(注27)</sup>によって改正された欧州共同体設立条約<sup>(注28)</sup>の第13条(旧6a条)

には、障害を理由とする差別を含む差別と闘うために、欧州理事会は、共同体の権限の範囲内で、適切な予防措置をとることができる、という内容が盛り込まれた。この条項に基づき、理事会は、前述の「就業及び職業における平等待遇の実現のための一般的枠組みを定めるための2000年11月27日の理事会指令(2000/78/EC)」を発した。指令は、とりわけ障害者を、労働や職業の場における差別から守るための措置を要求するものである。前述のように、ドイツの社会法典第9編は、この指令に配慮した規定を盛り込んでいる。

### III 制定の過程

#### 1 法案起草における障害者団体の影響

以上のような内外の動向を受けて、ドイツにおける障害者の差別禁止及び同権の参加に関する法、すなわち障害者平等法の制定が着手されるに至った。2000年12月、連邦政府は、当時の連邦労働社会秩序省<sup>(注29)</sup>を主務官庁とし、法律制定準備を委ねた。ただし、法律は、内務省、司法省、運輸・建設及び住宅省、教育及び研究省との調整をも要するものであった。

前述のように、ドイツでは1990年代以降、「障害をもつアメリカ人法」の影響等もあって、障害者団体を中心に、包括的な差別禁止法ないし平等法制定への要求が起こっていた。連邦政府は、障害者平等法の立法にあたり、障害者団体の要求を大幅にとり入れた。その顕著な例として、法案の起草の際に、「障害をもつ法律家フォーラム」が2000年1月に提示した立法提案を、検討のたたき台としたことが挙げられる。フォーラム案は、障害者団体や「ドイツ障害者評議会」も支持していたものである。また、法案作成には、障害者団体並びに州及び市町村代表も加わった。

2001年8月、連邦労働社会秩序省の担当官法案(Referentenentwurf)が、州の意見を求めるた

め各州に送られ、州及び障害者団体を対象に意見聴取が行われた。

こうして起草された、障害者平等法を含む「障害者の平等のための及び他の法律の改正のための法律」の連邦政府法案は、同年11月に閣議決定され、連邦参議院に送付された。法案は、第1章(Artikel)の障害者平等法のみが新法であり、第2章以下の各章は、それぞれ既存の法令の改正法案である。

## 2 連邦議会における立法過程の概要

政府法案が連邦参議院にある間、連邦議会には、政府法案と同一内容の与党法案が議員立法として提出され、主務委員会である労働社会委員会をはじめ、関係する委員会に付託された。他方の政府法案は、連邦参議院の意見及びそれに対する政府の意見とともに2002年1月に連邦議会に提出され、各委員会に付託された。

2002年2月、労働社会委員会が、法案の議決勧告及び審査報告とともに修正勧告を出した。修正勧告の内容は、連邦参議院の意見や公聴会における意見を反映したものである。第1章(Artikel)の障害者平等法に関する修正事項としては、例えば次のようなものがあつた。女性障害者に対する現存する不利益な取扱いの排除を規定すること、連邦のバリアフリー建築に関する規定において、非軍事の新築の場合の対象範囲を、「大規模な新築」から、より小規模のものにまで拡張すること、団体訴権に関する規定をより限定的にすること等である。第2章(Artikel)以下については、内容に関する修正のほか、改正する法令の追加が勧告された。

2002年2月28日、連邦議会で政府法案及び与党法案の第2読会及び第3読会が行われ、両法案は一本にまとめられて第3読会で可決された。なお、この議決の際、野党の民主社会党(PDS)は立場を保留している。その後、3月22日に連邦参議院が法案に同意し、法律は4月30

日に公布されて、2002年5月1日から2003年1月1日にかけて施行された。

## IV 法律の概要

### 1 全般

本稿Iで述べたように、障害者平等法は、全63章(Artikel)から成る「障害者の平等のための及び他の法律の改正のための法律」の第1章である。第2章以下は、連邦選挙法、欧州選挙令、連邦医師法、飲食店法、連邦長距離道路法等、58の法令の改正法である。障害者平等法と第2章以下の法令改正とにより、連邦行政の全公的領域において、基本法に定める障害者に対する不利益な取扱いの禁止が実現することになった。

障害者平等法の目的は、障害者の不利益な取扱いを排除すること、及び障害者の社会生活への同権の参加を保障することである(第1条)。そのために、同法は、公法の領域につき、障害者の平等及び差別禁止を一般的に規定している。

そして、このような同法の目的を実現するために、バリアフリーな生活領域の創出ということが、同法の核心となっている。

障害者平等法の構成は、「総則」、「平等化及びバリアフリーの義務」、「法的救済」、「障害者の利益のための連邦政府専門委員」の全4章(Abschnitt)・15条である。第1章「総則」(第1条～第6条)は、法律の目的を掲げ、女性障害者の特別な利益の考慮を規定し、障害及びバリアフリーを定義し、目標設定協定並びにドイツ手話及びドイツ語対应手話(後述5-(2))について規定している。第2章「平等化及びバリアフリーの義務」(第7条～第11条)は、①公権力の保有者による障害者の不利益な取扱いの禁止、②建築及び交通の領域におけるバリアフリーの実現、③聴覚障害者及び音声機能障害者が、公権力の保有者に対し、ドイツ手話、ドイツ語対应手話及び他の適当なコミュニケーション補助

手段による意思疎通を請求する権利、④全盲の人及び視覚障害者が、決定通知及び書式を知覚可能な形式で受け取ることを請求する権利、⑤公権力の保有者のウェブサイト及びその提供物のバリアフリーな形成、を規定している。第3章「法的救済」(第12条～第13条)は、障害者平等法に対する違反があった場合における、障害者団体の代理の権限と団体訴権に関する規定である。第4章「障害者の利益のための連邦政府専門委員」(第14条～第15条)は、同専門委員の地位を定めている。

## 2 公権力の保有者による不利益な取扱いの禁止

障害者平等法第7条は、連邦の公権力の保有者<sup>(注36)</sup>の義務を規定している。その義務とは、障害者への不利益な取扱いをしてはならないこと、また、障害者と障害を有しない人とへの異なる取扱いを、それがどうしても必要な場合、または不利益を埋め合わせる場合に限り、許すことである。同条は、公法の領域における障害者差別禁止法としての側面を、文言上前面に押し出している部分であるといえる。

さらに、本稿IV-5-(6)及び(7)で後述する法的救済制度、すなわち障害者団体の代理の訴権及び団体訴権によって、公権力の保有者による不利益な取扱いをはじめ、連邦行政の全公的領域における障害者差別の禁止が実現されることになる<sup>(注37)</sup>。

## 3 障害の定義

障害者平等法では、障害者の定義を、「身体的機能、知的能力又は精神的健康が年齢相応の状態とは異なっている状態が6月を超えて続く蓋然性が高く、そのために社会生活への参加を阻害されている者」(第3章)としている。これは、社会法典第9編第2条第1項における障害の定義に等しい。

しかし、その一方で、社会法典第9編は、雇用主による不利益な取扱いの禁止(社会法典第9編第81条第2項)の対象を、より範囲の狭い<sup>(注38)</sup>重度障害に限定している。重度障害の定義は、障害程度が50以上であることである(同第2条第2項)<sup>(注39)</sup>。障害者平等法は、社会法典第9編よりも、不利益な取扱いの禁止の対象となる障害の範囲を広くしている。

## 4 バリアフリーの定義

バリアフリーという概念は、従来使われてきた“障害者に公正な (behindertengerecht)” “障害者に友好的な (behindertenfreundlich)” といった概念にとってかわるものである。これらの従来の概念は、障害者に対して特別なものを与えるかのような誤解を引き起こしかねなかった。これに対して、バリアフリーの概念は、できる限り誰もが疎外されず、すべての人々が平等に利用できる普遍的な生活環境を形成することを意味する<sup>(注40)</sup>。

バリアフリーな生活領域の創出という考え方は、障害者平等法の核心をなしている。同法第4条に定義されるバリアフリーとは、建造物等の施設、交通手段、日常技術製品、情報処理システムその他の人為的な生活領域が、「障害者にとって、一般的な通常の方法で、特別な困難なく、かつ、原則的に他人の援助なしに」利用できることである。法案の提案理由書は、バリアフリーについて、「単に車椅子に乗る人及び歩行が妨げられている人のために空間的なバリアを排除することや、視覚障害者のために生活環境をコントラスト豊かに形づくることのみならず<sup>(注41)</sup>されるものではない」としている。この意味で、同法の他の部分に規定される事項、例えば、公権力の保有者による手話通訳等の費用負担、障害者団体と企業または企業団体との間で締結する目標設定協定の制度、障害者団体の団体訴権等もすべて、バリアフリーを具体化するもので

ある。

障害者平等法におけるこのようなバリアフリーの理解に基づき、「障害者の平等のための及び他の法律の改正のための法律」の他の章(Artikel)で、公共旅客輸送、連邦長距離道路、飲食店等につき、対応する改正が行われた。

## 5 バリアフリー化の具体的な内容

以下では、障害者平等法の中からバリアフリー化の具体的な内容を取りあげ、その内容や背景等を概観する。

### (1) 目標設定協定(第5条)<sup>(注42)</sup>

目標設定協定(Zielvereinbarungen)とは、障害者団体と企業または企業団体との間で、バリアフリーを実現するための条件や日程等に関する基本協定を締結するものである。例えば、障害者団体はデパートとの間で、店舗の設備の構造について取り決め、また、テレビ局との間で、番組の手話放映について取り決めることができる<sup>(注43)</sup>。協定には、不履行または遅滞の場合の違約罰を含むこともできる。目標設定協定は、障害者を「福祉の対象(客体)」から「主体」へと変える「パラダイム転換」と位置づけられる。なお、同様の考え方に基づく制度として、社会法典第9編第83条には、事業所内における統合協定の制度が規定されている(本稿Ⅱ-1参照)。

目標設定協定を締結することができる障害者団体は、連邦労働社会省が認可した団体である。その条件として、「理念的かつ一時的でなく、障害者の利益を促進すること」「障害者の利益を連邦レベルで代表すること」等が決められている(第13条第3項)。また、障害者団体は明確な任務の範囲を有し、その範囲内での協定締結権を有するが、その範囲を超える協定を締結すべきではない(例えば、視覚障害者の団体は、車椅子利用者に対応したバリアフリーに関する協定を締結すべきではない)<sup>(注44)</sup>とされる。

障害者平等法は、公法の領域における障害者

の平等及び差別禁止を目的とするものであるが、目標設定協定の締結は、公法上ではなく私法上の契約履行であるという性格を有する。これにつき、法案の提案理由書は、バリアフリーの創出は多面的なものであるため、硬直した規定によっては捉えきれないとして、次のように述べている。「例えば、電子的な情報処理の形式と領域は非常な速さで変化しているため、全盲の人を考慮するための硬直した規則は、…(中略)…このような側面の包括的な考慮を保障するよりも、むしろバリアフリーな利用にとって妨げとなるだろう。…(中略)…関係者間の自由に合意された基準は、そのような発展を柔軟に受け入れ、適切な解決を見出すことができる。…(中略)…関係グループ—例えば企業と障害者団体—が、自主的な協定により、十分な量、適切な期間及び適切な方法でこの目標を達成する限りにおいて、立法者は、さらなる規制の一步を放棄することができる<sup>(注45)</sup>」。

無論、目標設定協定の内容は、私人の間で完全に自由に取り決められるのではなく、協定に含めるべき最低限の事項は、障害者平等法が規定している。また、連邦労働社会省は、目標設定協定の締結、変更及び廃止を登録した目標設定協定登録簿(Zielvereinbarungsregister)を管理する。協定のための交渉の開始を請求する障害者団体は、目標設定協定登録簿にその旨を届け出なければならない。また、協定を締結した障害者団体は、締結後1か月以内に協定の認証謄本を連邦労働社会省に送付し、協定の変更及び廃止の場合は、その後1か月以内に通知しなければならない。この報告義務により、目標設定協定の成立は確実に把握されることになる<sup>(注46)</sup>。

法案の提案理由書によると、目標設定協定の制度が効果的でないと判明した場合には、立法者は一定の基準を定めることができる<sup>(注47)</sup>。

連邦労働社会省は、障害者団体が届け出た交渉の開始を同省のウェブサイトに表示する。他

の障害者団体も、公示後4週以内に宣言することにより、交渉の当事者となることができる。

## (2) 手話(第6条、第9条)

障害者平等法において、ドイツ手話(Deutsche Gebärdensprache)は独自の言語として、また、ドイツ語対応手話(lautsprachbegleitende Gebärdensprache)はドイツ語のコミュニケーション方式として認められる。ドイツ手話とは、独自の文法体系を持つ手話である。他方、ドイツ語対応手話は、音声言語であるドイツ語に、手話単語を(注48)一語一語あてはめていくものである。これらを法律で認めることによって、聴覚障害者または音声機能障害者は、コミュニケーション形式において、障害のない人と同等に尊重されることになる。

同法は、聴覚障害者または音声機能障害者が、行政手続きにおいて公権力の保有者との意思の疎通を図るために、ドイツ手話、ドイツ語対応手話または他の適切なコミュニケーション補助手段を用いる権利を保障している。他方、公権力の保有者は、手話通訳者による通訳または他の適切なコミュニケーション補助手段による意思疎通を確保し、必要な費用を負担しなければならない。

## (3) 建築及び交通の領域におけるバリアフリー(第8条)

障害者のために、連邦法によって規制されるすべての公的な空間におけるバリアフリーを保障する規定である。「連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む連邦」が行う建築のうち、「非軍事的な建築物の新築及び大規模な改築又は増築」については、一般に認められている技術上の基準に応じて、バリアフリー化しなければならない。「非軍事的な建築物の新築」という文言は、法案提出時には「非軍事的な建築物の大規模な新築」というものであったが、労働社

会委員会の修正勧告の結果、より小規模の非軍事の新築にまで対象が拡大された。

また、連邦の管轄範囲にある、その他の建造物または他の施設、公共の道路、広場及び街路、並びに公共の通行可能な交通施設及び公共旅客輸送における輸送手段については、連邦の関係法規を基準として、バリアフリー化しなければならない、と規定されている。

## (4) 決定通知及び書式の作成(第10条)

第一に、公権力の保有者は、書面による決定通知、一般処分、公法上の契約及び書式を作成する際には、障害者の障害を考慮に入れる義務を有する。第二に、全盲の人又は視覚障害者は、決定通知、公法上の契約及び書式を、追加費用を負担することなく、知覚可能な方式で入手することを要求する権利を有する。

## (5) バリアフリーの情報技術(第11条)

公権力の保有者は、ウェブサイトの開設及びウェブサイトからの情報提供、並びにウェブサイトで利用に供されるグラフィカルなプログラム画面の作成にあたり、障害者が制約なく利用できるような、技術的な措置を講じなければならない。また、公権力の保有者のもの以外のウェブサイト等についても、公権力の保有者のものの技術水準に応じた製品を作成するべく、目標設定協定を締結することを、連邦政府が業者に働きかける。

全盲の人又は視覚障害者にとって、電子メディアによるバリアフリーの意思疎通は、聴覚障害者にとっての手話通訳等を使用した意思疎通と同じように捉えることができるものであると、法案の提案理由書は説明している。(注49)

## (6) 代理の権限(第12条)

代理の権限とは、障害者が公権力の保有者により権利を侵害された場合に、障害者団体が、権

利を侵害された者に代わって法的保護の申立てを行うことができるという権限である。公権力の保有者による権利の侵害として、具体的に規定されているのは、①公権力の保有者による不利益な取扱い、②連邦の管轄範囲にある建築及び交通の領域においてバリアフリー化がなされないこと、③手話及び他のコミュニケーション補助手段により公権力の保有者と意思の疎通を図る権利に対する侵害、④決定通知、公法上の契約及び書式を、追加費用の負担なしに知覚できる方式で入手する権利の侵害、⑤公権力の保有者のウェブサイトの開設や、ウェブサイトからの情報提供等において、障害者が制約なく利用できるための技術的な措置を講じないこと、⑥バリアフリーの実現を規定している連邦法の規定に対する違反、⑦手話または他のコミュニケーション補助手段の使用の請求権を規定している連邦法の規定に対する違反、である。

代理の権限を有する障害者団体は、第5条の目標設定協定を締結する権利を有する団体と同じである。

#### (7) 団体訴権(第13条)

団体訴権とは、公権力の保有者が所定の法令違反を行った場合に、障害者団体が、団体自体の権利の侵害が生じていなくとも、違反の確認について訴訟を提起することができるという権限である。<sup>(注50)</sup> 団体訴権の対象となる所定の法令違反とは、第13条第1項に掲げる諸法令に対する違反である(これらの法令の翻訳を、障害者平等法の翻訳の後に掲載した)。ただし、訴訟は、「団体がその定款に定める任務の範囲において当該行政措置と関係する場合に限り、許される」(第13条第2項)とされる。先述の目標設定協定における場合と同じく、例えば、視覚障害者の団体が車椅子利用者のためのバリアフリーに関する行政措置について訴訟を提起することは認められないということになる。ただし、目標設定

協定の場合とは異なり、それが法律中に規定されている。

団体訴権を有する障害者団体は、第5条の目標設定協定を締結する権利を有する団体と同じである。

#### 6 障害者の利益のための連邦政府専門委員(第14条、第15条)

以上のように、障害者平等法は、具体的な障害者の権利と、公権力の保有者による義務とを定めている。さらに、同法は、政府機関として障害者の利益のための連邦政府専門委員(以下、障害者専門委員という)を置くことを法定し、その職務と権限を規定している。

障害者専門委員は、連邦政府により1名任命され、任期は1議会期(原則4年)中継続する。その職務は、障害者及び障害のない人に同等の生活条件を確保する連邦の責務が、社会生活のあらゆる領域において遂行されるよう努めることである。そのために、障害者専門委員は、障害者の社会的な統合に関連する法律、命令及び他の重要事項の立案には必ず参加することになっている。また、すべての連邦官庁及び他の連邦所管の公的機関は、情報提供や文書閲覧の保障等により、障害者専門委員の職務の遂行を支援する義務を負う。

障害者専門委員は、障害者平等法以前から存在する。その創設以来、連邦労働社会省(当初は連邦労働社会秩序省)に属し、内閣に対してのみ責任を負っている。

障害者専門委員が初めて創設されたのは、1980年12月のことである。国際障害者年(1981年)に関連した1980年11月の政府声明の中で、障害者専門委員の創設が予告され、翌月に実現した。その創設は閣議決定に基づくものであった。第2代(1982年～)と第3代(1998年～)の障害者専門委員もまた、閣議決定により任命された。障害者平等法により、障害者専門委員の



職に初めて法律上の根拠が与えられたことになる。

## 7 障害者平等法に基づいて制定された法規命令

障害者平等法第9条(手話及び他のコミュニケーション補助手段の使用権)第2項、第10条(決定通知及び書式の作成)第2項、及び第11条(バリアフリーの情報技術)第1項はそれぞれ、<sup>(注51)</sup>連邦内務省に対し、連邦参議院の同意を要しない法規命令を定めることを求めた。これらの規定に基づき、2002年7月、3つの法規命令が出された。その名称及び内容は以下のとおりである。

- ① 障害者平等法に規定する行政手続きにおける手話及び他のコミュニケーション補助手段の使用のための命令(コミュニケーション補助手段令)<sup>(注52)</sup>

聴覚障害者または音声機能障害者が、手話通訳者または他の適切なコミュニケーション補助手段の提供を請求することができる場合及び範囲、提供の方法等の基準である。

- ② 障害者平等法に規定する行政手続きにおいて全盲の人及び視覚障害者が文書を入手できるようにするための命令(連邦行政におけるバリアフリー文書に関する命令)<sup>(注53)</sup>

全盲の人または視覚障害者が、決定通知、公法上の契約及び書式を、知覚できる方式で入手できるようにする場合及び方法の基準である。

- ③ 障害者平等法に規定するバリアフリーの情報技術を実現するための命令(バリアフリーの情報技術令)<sup>(注54)</sup>

公権力の保有者が、ウェブサイトの開設やウェブサイトからの情報提供等を行うにあたり、障害者が制約なく利用できるように技術的な措置を講じるための、技術的水準や官庁情報の範囲・種類等の基準である。

## V これまでの改正

障害者平等法は、その成立以降現在までに、計5回の改正を経ている。改正は、以下の日付の法律による。2003年11月25日、2004年12月9日、2005年3月21日、2006年10月31日、2007年12月19日である。

第1回改正(2003年11月25日)及び第4回改正(2006年10月31日)は、それぞれ連邦省庁の組織改編を反映して、法律中の該当する省名を<sup>(注55)</sup>変更したものである。第1回改正では、連邦労働社会秩序省が連邦保健社会保障省になり、さらに第4回改正で連邦労働社会省となった。

第2回改正(2004年12月9日)及び第3回改正(2005年3月21日)は、団体訴権に関し、公権力の保有者がどの法令に違反した場合に訴訟を提起できるかについて、掲げる法令を変更したものである。具体的には、法律成立当時に含まれていた社会保険選挙令第54条第2文が、第2回改正において削除され(社会保険選挙令から第54条自体が削除されたため)<sup>(注56)</sup>、第3回改正においては、欧州選挙令第39条第1項第3文及び第4文並びに社会保険選挙令第43条第2項第2文が追加された。

第5回改正(2007年12月19日)は、法規命令を定めるよう求めた3つの規定(本稿IV-7参照)において、その所管省を連邦内務省から連邦労働社会省へと変更したものである。法律制定当初、法規命令は連邦内務省が連邦労働社会秩序省との合意の上で定めることになっていたが、改正により、連邦労働社会省が定めるものとなった。本稿IV-7に挙げた法規命令は、2002年7月当時の規定に従い、連邦内務省が発している。

なお、本稿における障害者平等法の翻訳は、2007年12月の第5回改正後の現行法律である。

## VI 障害者平等法以降の障害者法制

障害者平等法の成立以降のドイツにおける障

害者法制として、「平等待遇原則の実現のための  
の欧州指令を実施するための法律」<sup>(注57)</sup>の中の1章  
(Artikel)である、一般平等待遇法を挙げなければ  
ならない。「平等待遇原則の実現のための欧州  
指令を実施するための法律」は、2006年6月  
に成立し、8月に公布、施行された。その名の  
とおり、EUが平等待遇に関して加盟各国に実  
施を求めた4つの指令を国内法化したものであ  
る。同法は全4章(Artikel)から成り、その第1  
章(Artikel)の一般平等待遇法は、障害者差別  
禁止を規定したものと<sup>(注58)</sup>して重要な位置を占め  
る。ただし、一般平等待遇法は、障害を理由と  
する差別のみを対象とするのではなく、包括的  
な差別禁止法である。すなわち、同法は、人種、  
民族的出身、性別、宗教、世界観、障害、年齢  
または性的アイデンティティを理由とする不利  
益な取扱いを防止し、又は排除することを目的  
としている。一般平等待遇法以前のドイツでは、  
障害者平等法を含め、個別の差別理由に基づく  
差別禁止の法律が制定されてきた。しかし、こ  
れについては、「ばらばらで、実効性に乏しい」  
とも指摘されてきたところ<sup>(注59)</sup>である。

一般平等待遇法の第3章(Abschnitt)「私法上  
の関係における不利益な取扱いからの保護」は、  
私人の間関係を規律する私法の領域において、  
不利益な取扱いを禁止するものである。私法上  
の債務関係の締結、履行及び終了の際に、人種、  
民族的出身、性別、宗教、障害、年齢又は性的  
アイデンティティを理由とする不利益な取扱  
いは許されないと規定している。障害者に対  
する差別の観点から見れば、障害者平等法が、  
公法の領域における平等及び差別禁止を規定  
するのに対し、私法の領域においては、この  
一般平等待遇法第3章が存在することになる。  
なお、性別、宗教、障害、年齢又は性的アイ  
デンティティによる異なる取扱いは、客観的な  
理由が存在する場合には、違反とはならないと  
も規定されている。人種及び民族的出身につ

このような規定はない。

一般平等待遇法における障害者の範囲は、社  
会法典第9編第2条第1項第1文における障害者  
の定義と同じである。これは障害者平等法にお  
ける障害の範囲とも同じであって、重度障害者  
よりも広範囲である。

繰り返すならば、このように障害者の範囲を  
より広く規定した上で、これらの人々の不利益  
な取扱いを排除し、社会生活への同権の参加を  
実現するために、公法の領域につき障害者平等  
法が制定され、私法の領域につき一般平等待遇  
法のような法律が制定されて、ドイツの連邦レ  
ベルにおける障害者法制を形づくっている。

## VII 州の障害者平等法

障害者平等法は、基本的に連邦及び連邦行政  
のみを拘束し、州に対して直接の影響を及ぼさ  
ない。そのため、州レベルでも連邦と同じ条件  
を整えるためには、各州が独自に障害者平等法  
(州法)を制定する必要があった。

現在、ドイツにおける全16の州のすべてが、  
州法として障害者平等法を制定している。なお、  
中には連邦の障害者平等法成立以前に州法を制  
定していた州もある。ベルリン州(1999年5月  
成立・施行)及びザクセン・アンハルト州(2001  
年11月成立・施行)である。他の14州は、連邦  
法の成立以降に州法を制定した。連邦法の成立  
後、最初に障害者平等法をもった州はラインラ  
ント・プファルツ州(2002年12月成立、2003年  
1月施行)であり、最後に制定したのはニーダー  
ザクセン州(2007年11月成立、2008年1月施行)  
である。<sup>(注60)</sup>

連邦法とこれらの州法とは、構成も類似して  
いる。ハンブルク州等、連邦の障害者平等法を  
基にして法律を作った州もある。ただし、目標  
設定協定を定めている州は少ない。なぜなら、  
連邦の障害者平等法に基づいて、州規模の目標  
設定協定を締結することが既に可能であるため

である。

また、連邦の障害者平等法については、教育分野<sup>(注61)</sup>についての規定がないことが指摘されている。基本法上、教育は州の専属的立法領域にあり、連邦の管轄事項ではないためとされる。他方、州の障害者平等法の中には、学校及び教育に関連する規定を含んでいるものもある。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州の障害者平等法は、同法の適用領域として大学を明記している(第1条)。また、ヘッセン州の障害者平等法は、州内の公教育機関が、障害者及び障害のない人の自己決定による社会生活への同権の参加を促進すること、並びに彼らに共通の学習の場及び生活の場を提供することを規定している(第6条)。ニーダーザクセン州の障害者平等法は、州立大学が、聴覚障害者または音声機能障害者の申請に基づき、試験の目的に反しない限りにおいて、口述試験のかわりに筆記試験を実施しなければならないことを規定している(第6条)。

いずれにせよ、連邦制というドイツの政治体制のあり方ゆえに、障害者法制もまた、連邦法と州法の両方の存在によって初めて、中央、地方をあわせた行政全体を規制するものになっているといえる。

## VIII 立法の成果

障害者平等法施行から5年を経た時点で、連邦政府や障害者専門委員は、その成果に関するコメントを出した。

目標設定協定の制度については、障害者専門委員<sup>(注62)</sup>が厳しい指摘を行っている。すなわち、実施から5年間で、同制度はほとんど利用されてこなかったということである。その理由として、協定の主体となる障害者団体がしばしばボランティア団体であって、十分な助言や支援を受けられないこと、また企業の側も情報不足であることが挙げられている。実際のところ、2008

年9月現在、連邦労働社会省の目標設定協定登録簿に登録されている協定は、既に締結が実現したものと協議中のものとを合わせて計15件<sup>(注63)</sup>に過ぎない。バリアフリー化の重要分野の1つであると考えられるホテル及び飲食店に関する協定は、2005年3月になって初めて締結された<sup>(注64)</sup>。なお、現在までのところ、交通機関に関連する協定が比較的多く見られる。

他方、情報技術のバリアフリーに関しては、2007年4月末、障害者専門委員が、「障害者平等法5年の成果と課題」と題する報道発表の中で、バリアフリーの情報技術令は連邦行政の領域<sup>(注65)</sup>を超えて有効性を発揮している、と評価した。

注

\*インターネット情報は2008年8月31日現在である。

- (1) 玉村公二彦「障害者差別禁止法制の国際的動向—障害者差別禁止法制の3類型—」『リハビリテーション研究』104号, 2000.9, p2.
- (2) 同上
- (3) 福祉国家型の北欧諸国では、障害者や高齢者等のための特別な施策ではなく、すべての人々にとって障害のない社会を目指した施策がとられている。
- (4) 玉村 前掲論文, p.3.
- (5) P.L.101-336. 正式名称は、「障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止を確立するための法律 (An Act to establish a clear and comprehensive prohibition of discrimination on the basis of disability)」。名称の邦訳には、「障害をもつアメリカ人法」「米国障害者法」等、様々なものがある。
- (6) ただし、第34章は空白となっている。当初の法案では「行政裁判所法の改正」であったのが、委員会の修正勧告に基づき削除された。
- (7) BGBl. I 2002 S. 1467.
- (8) Gesetz zur Sicherung der Eingliederung Schwerbehinderter in Arbeit, Beruf und Gesellschaft (Schwerbehindertengesetz) vom 29. April 1974, BGBl. I S. 1005.
- (9) 岡田澄子「ドイツ障害者社会参加における『協定

- 自治制度』—『障害者平等法』法案を中心として』『医療・福祉研究』 No.13, 2002, p.93.
- (10) 田中耕太郎「ドイツにおける障害者施策の展開と介護保険」2003.8.26. (厚生労働省 障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会(第6回)資料4) 厚生労働省ウェブサイト  
 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0826-2d.html>>
- (11) 岡田 前掲論文, p.94.
- (12) *Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN*. 20. Oktober 1998, p.30. BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN ウェブサイト  
 <[http://www.gruene.de/cms/themen/dokbin/182/182660.koalitionsvertrag\\_1998.pdf](http://www.gruene.de/cms/themen/dokbin/182/182660.koalitionsvertrag_1998.pdf)>
- (13) 決議の内容は、Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/2913, S.3-5. 決議時の会議録は、Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 14/106, S. 9989C-10000D.
- (14) Council Directive 2000/78/EC of 27 November 2000 establishing a general framework for equal treatment in employment and occupation, *Official Journal* L 303, 02/12/2000, pp. 16-22.
- (15) BGBl. I S. 1046.
- (16) 1986年8月公示(BGBl. I S. 1421, 1550)。1974年4月成立の重度障害者法を新法文として公示(Neufassung)したものである。
- (17) Gesetz über die Angleichung der Leistungen zur Rehabilitation vom 7. August 1974, BGBl. I S. 1881.
- (18) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.17.
- (19) *ibid.*, S.17-18.
- (20) 「総会決議」48/96(1993年12月20日) 附属文書。  
 Standard Rules on the Equalization of Opportunities for persons with Disabilities. 様々な邦訳があるが、外務省は、「障害者のための機会均等に関する標準規則」または「障害者のための機会均等に関する基準規則」と訳している。
- (21) RECOMMENDATION No. R (92) 6 OF THE COMMITTEE OF MINISTERS TO MEMBER STATES
- ON A COHERENT POLICY FOR PEOPLE WITH DISABILITIES (Adopted by the Committee of Ministers on 9 April 1992 at the 474th meeting of the Ministers' Deputies). 欧州評議会閣僚委員会ウェブサイト  
 <<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=574141&SecMode=1&DocId=602414&Usage=2>>
- (22) *European social policy: a way forward for the Union: a white paper / European Commission, Directorate-General for Employment, Industrial Relations and Social Affairs*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities, 1994, pp.51-52.
- (23) Resolution on the rights of disabled people, *Official Journal* C 20, 20/01/1997, pp.389-391. EUR-Lex ウェブサイト  
 <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:51996IP0391:EN:HTML>>
- (24) Commission of the European Community, Communication of the Commission on equality of opportunity for people with disabilities; A New European Community Disability Strategy, 30 July 1996, COM(1996) 406 final. European Commission ウェブサイト  
 <[http://ec.europa.eu/employment\\_social/soc-prot/disable/com406/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/disable/com406/index_en.htm)>
- (25) Resolution of the Council and of the representatives of the Governments of the Member States meeting within the Council of 20 December 1996 on equality of opportunity for people with disabilities, *Official Journal* C 12, 13/01/1997, pp.1-2. EUR-Lex ウェブサイト  
 <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:41997X0113:EN:HTML>>
- (26) 竹中康之「EUにおける障害者差別禁止法制の展開と課題—均等待遇枠組指令の障害者関連規定に焦点を当てて—」『ワールドワイドビジネスレビュー』3巻2号, 2002.3, p.49. EUの差別禁止法制に関する詳細は、同論文参照。
- (27) Treaty of Amsterdam amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European

- Communities and certain related acts, *Official Journal C* 340, 10 /11/1997, pp.1-144. EUR-Lex ウェブサイト  
 <[http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/dat/11997D/tif/JOC\\_1997\\_340\\_1\\_EN\\_0005.pdf](http://eur-lex.europa.eu/en/treaties/dat/11997D/tif/JOC_1997_340_1_EN_0005.pdf)>
- (28) Consolidated Version of the Treaty establishing the European Community, *Official Journal C* 340, 10 /11/1997, pp.173-306. 邦訳は、金丸輝男『EU アムステルダム条約—自由・安全・公正な社会をめざして—』ジェトロ, 2000, pp.73-208.
- (29) 2002年10月に発足した第2次シュレーダー政権で、労働社会秩序省の一部は保健省と統合されて、保健社会保障省となり、同時に労働社会秩序省の他の部分と経済技術省とが統合されて、経済労働省となった。しかし、2005年11月に発足したメルケル政権で、保健社会保障省の一部と経済労働省の一部が再編されて、労働社会省となり、他に保健省と経済技術省が設けられた。独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト中、「海外労働情報—ドイツ」中の各該当ページ  
 <<http://www.jil.go.jp/foreign/kunibetsu/germany/germany.htm>>
- (30) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/8043.
- (31) ドイツでは、連邦政府の法案は、連邦議会への提出に先立ち連邦参議院に送付され、その意見を求めることになっている。その後、連邦参議院の意見及びそれに対する連邦政府の意見を付して、連邦議会に提出される。他方、連邦議会議員の法案(議員立法)は、そのまま連邦議会に提出される。
- (32) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420.
- (33) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/8331.
- (34) 私法の領域における障害者の平等及び差別禁止については、一般平等待遇法第3章(abschluss)が規定している。本稿VI参照。
- (35) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.19.
- (36) 障害者平等法第7条第1項に規定される公権力の保有者とは、連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む連邦行政事業所及び他の機関である。連邦法を執行する場合においては、州直属の公法上の団体、施設及び財団を含む州行政機関も該当する。
- (37) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.18.
- (38) 社会法典第9編では、雇用主の雇用義務の対象自体が、基本的に重度障害者である。
- (39) 障害程度は、旧・連邦労働社会秩序省の「社会的補償及び重度障害者法に基づく医療専門家による検査ガイドライン」(1983年11月)に基づいて、10から100までの10刻みに認定される。障害程度50以上の「重度障害者」は、日本の「障害者」にほぼ該当するという。田中前掲論文。また、パトリシア・ソレントン・ネイル・ラント「18カ国における障害者雇用政策：レビュー No.5」ヨーク大学社会政策研究所, 1997. DINF ウェブサイト  
 <[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00011/z0001105.html#1\\_01](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00011/z0001105.html#1_01)>
- (40) Michael Kossens et al., *SGB IX – Rehabilitation und Teilhabe behinderter Menschen mit Behindertengleichstellungsgesetz Kommentar*, 2. Auflage, München: C. H. Beck, 2006, S.544-545.
- (41) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.19.
- (42) 目標設定に関する詳細は、岡田 前掲論文参照。
- (43) 「短信：ドイツ 障害者平等法案—バリアフリーの実現」『外国の立法』2001.9.25.(事務用資料)
- (44) 岡田 前掲論文, p.96.
- (45) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.20.
- (46) *ibid.*
- (47) *ibid.* また、岡田 前掲論文, p.96.
- (48) 愛知手話研究所ウェブサイト  
 <<http://ll.dge.toyota-ct.ac.jp/kamiya/jsl/german.html>>
- (49) Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 14/7420, S.19.
- (50) 岡田 前掲論文, pp.97-99によると、この利他的な訴権ともいべき団体訴権は、ドイツでも比較的最近に導入された。1970年代に利他的団体訴訟の立法化が提唱された時点では、法曹界では否定的な見方が大勢であったが、1980年代以降、消費者保護、環境保護等の問題が浮上するに伴い、個人の権利のみを法益と見なすことの限界が明らかとなり、利他的団体訴権を肯定する立場が多数派となった。団体

訴権を認められている団体として、障害者平等法による障害者団体のほかに、差止訴訟法及び不正競争防止法による消費者団体、連邦自然保護法及び各州の自然保護法による環境団体もある。詳細は、岡田前掲論文；大久保規子「ドイツにおける環境団体訴権の強化—2002年連邦自然保護法改正を中心として—」『季刊行政管理研究』No.105, 2004.3, pp.3-12.；横内律子「消費者団体訴訟制度と適格団体の要件」『調査と情報—Issue Brief—』No.481, 2005.5.

(51) 2007年12月の障害者平等法第5次改正により、現在は連邦労働社会省が定めるものとなっている。

(52) Verordnung zur Verwendung von Gebärdensprache und anderen Kommunikationshilfen im Verwaltungsverfahren nach dem Behindertengleichstellungsgesetz (Kommunikationshilfenverordnung) vom 17. Juni 2002, BGBl. I S. 2650.

(53) Verordnung zur Zugänglichmachung von Dokumenten für blinde und sehbehinderte Menschen im Verwaltungsverfahren nach dem Behindertengleichstellungsgesetz (Verordnung über barrierefreie Dokumente in der Bundesverwaltung) vom 17. Juni 2002, BGBl. I S. 2652.

(54) Verordnung zur Schaffung barrierefreier Informationstechnik nach dem Behindertengleichstellungsgesetz (Barrierefreie Informationstechnik-Verordnung) vom 17. Juni 2002, BGBl. I S. 2654.

(55) 注(29)参照。

(56) 2004年12月9日の法定年金保険における組織改革に関する法律第58章(Artikel)(BGBl. I S.3282).

(57) Gesetz zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung vom 14. August 2006, BGBl. I S. 1897. 「平等待遇原則の実現のための欧州指令を実施するための法律」に関する詳細は、齋藤純子「ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等法の制定」『外国の立法』230, 2006.11, pp.91-107参照。

(58) 「人種又は民族的出身に関わりなく平等待遇原則を適用するための2000年6月29日の理事会指令(2000/43/EC)」、「就業及び職業における平等待遇の実現のための一般的枠組みを定めるための

2000年11月27日の理事会指令(2000/78/EC)」、「就業、職業教育及び昇進の機会並びに労働条件に関する男女平等待遇原則の実現のための理事会指令(76/207/EEC)を改正するための2002年9月23日の欧州議会・理事会指令(2002/73/EC)」、「物品及びサービスの入手及び提供の際の男女平等待遇原則の実現のための2004年12月13日の理事会指令(2004/113/EC)」。

- (59) 齋藤 前掲論文, p.94より、Sybille Raasch, “Vom Verbot der Geschlechtsdiskriminierung zum Schutz von Diversity, Umsetzung der neuen EU-Antidiskriminierungsrichtlinien in Deutschland,” *Kritische Justiz*, Jg.37. Heft 4, 2004, S.394.
- (60) 16州それぞれの障害者平等法の成立・施行年月日及び制定法律原文は、以下に掲載されている。  
dgsd.de – Informationen zum Gebärdensprachdolmetschen  
ウェブサイト中、“ Gleichstellungsgesetze des Bundes und der Länder”  
<[http://www.dgsd.de/info/geld\\_und\\_gesetz/gleichstellung.html](http://www.dgsd.de/info/geld_und_gesetz/gleichstellung.html)>  
barrierefrei informieren und kommunizieren(BIK)ウェブサイト中、“ Gleichstellungsgesetze der Länder – Tabelle”  
<[http://www.bik-online.info/info/gesetze/lgg\\_tabelle.php](http://www.bik-online.info/info/gesetze/lgg_tabelle.php)>  
また、各州法の解説として、Kossens et al., *op. cit.* (40), S.25-30.
- (61) Kossens et al., *op. cit.* (40), S.535-536.
- (62) 障害者の利益のための連邦政府専門委員ウェブサイト中、“ Zielvereinbarung”  
<[http://www.behindertenbeauftragte.de/cln\\_100/nn\\_1039898/DE/Barrierefreiheit/Zielvereinbarungen/Zielvereinbarungen\\_node.html?\\_nnn=true](http://www.behindertenbeauftragte.de/cln_100/nn_1039898/DE/Barrierefreiheit/Zielvereinbarungen/Zielvereinbarungen_node.html?_nnn=true)>
- (63) ドイツ連邦労働社会省ウェブサイト中、“ Zielvereinbarungsregister“  
<[http://www.bmas.de/coremedia/generator/19564/2007\\_09\\_21\\_zielvereinbarungsregister.html](http://www.bmas.de/coremedia/generator/19564/2007_09_21_zielvereinbarungsregister.html)>
- (64) Kossens et al., *op. cit.* (40), S.535.
- (65) 障害者の利益のための連邦政府専門委員ウェブサイト中、“ Evers-Meyer: Fünf Jahre BGG – Erfolg und

Auftrag”

<[http://www.behindertenbeauftragte.de/nn\\_1195226/  
SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2007/200712\\_Fu  
enfJahreBGG\\_ri.html](http://www.behindertenbeauftragte.de/nn_1195226/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2007/200712_Fu<br/>enfJahreBGG_ri.html)>

参考文献(注に掲げたものを除く)

- ・ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター編集・発行『諸外国における障害者雇用施策の現状と課題』2008.4.
- ・ 松井亮輔「障害者の権利条約における障害者就労と欧米諸国の差別禁止法」『障害者問題研究』36巻2号, 2008.8, pp.105-113.

(やまもと まきこ・社会労働課)

# 2002年4月27日の障害者の平等のための法律(障害者平等法—BGG)

(連邦法律公報 第I部 1,467、1,468頁)

Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen

(Behindertengleichstellungsgesetz—BGG)

vom 27. April 2002

2007年12月19日の社会法典第4編及び他の法律を改正するための法律

(連邦法律公報 第I部 3,024頁)による改正までを含む。

石井 五郎 監訳

調査及び立法考査局ドイツ法研究会\*訳

## 第1章 総則

### 第1条 法律の目的

この法律の目的は、障害者に対する不利益な取扱いを排除し、及び防止すること並びに障害者の社会生活への同権の参加を保障すること及び障害者に自己決定による生活の営みを可能にすることにある。これに当たっては、特別な必要に配慮する。

### 第2条 女性障害者

女性と男性の同権を実現するために、女性障害者の特別な利益を考慮し、及び現に存する不利益な取扱いを排除しなければならない。これに当たっては、女性障害者の同権の真の実現を促進するため及び現に存する不利益な取扱いを排除するための特別な措置は、許される。

### 第3条 障害

障害者とは、身体的機能、知的能力又は精神的健康が年齢相応の状態とは異なっている状態が6月を超えて続く蓋然性が高く、そのために社会生活への参加を阻害されている者をいう。

### 第4条 バリアフリー

バリアフリーとは、建造物及び他の施設、交通手段、日常生活用の工業製品、情報処理システム、視聴覚的情報源及びコミュニケーション

設備並びに他の人為的な生活領域が、障害者にとって、一般的な通常の方法で、特別な困難なく、かつ、原則的に他人の援助なしに利用でき、使用できることをいう。

### 第5条 目標設定協定

(1) 法律又は規則の特別な規定に反しない範囲において、バリアフリーを実現するために、第13条第3項の規定により認可された団体と諸経済分野の企業又は企業団体との間で、それぞれの物的及び場所的な組織領域又は活動領域について、目標設定協定を締結するものとする。認可された団体は、目標設定協定に関する交渉の開始を請求することができる。

(2) バリアフリーを実現するための目標設定協定には、特に次に掲げる事項を含む。

1. 協定当事者の規定並びに適用領域及び適用期間に関するその他の規制
2. 障害者の使用及び利用の請求権を満たすために、第4条にいう人為的な生活領域を将来どのように変更しなければならないかについての最低条件の定め
3. 定められた最低条件を履行するための期日又は日程表

この協定には、さらに、不履行又は遅滞の場合の違約罰の取決めを含むことができる。

(3) 第1項に規定する団体は、交渉の開始を請求するときは、目標設定協定登録簿(第5項)



に交渉当事者及び交渉事項を明示してこの旨を届け出なければならない。連邦労働社会省は、この届出を同省のウェブサイト<sup>(注1)</sup>に公示する。公示後4週以内は、第1項にいう団体であってその他のものは、従前の交渉当事者に対する宣言により交渉に参加する権利を有する。参加する障害者団体が共同の1の交渉委員会を設立した後、又は1の団体のみが交渉を行うことが確定した後4週以内には交渉を開始しなければならない。

(4) 第1項第3文に規定する交渉請求権のうち次に掲げるものは、認められない。

1. 第3項にいう交渉が継続している間は、交渉に参加していない障害者団体が有するもの
2. 企業団体により交渉が行われている目標設定協定への加入を表明した企業に関するもの
3. 成立した目標設定協定の適用領域及び適用期間に関するもの
4. 成立した目標設定協定にすべての権利及び義務を無条件に受け入れて加入した企業に関するもの

(5) 連邦労働社会省は、第1項及び第2項に規定する目標設定協定の締結、変更及び廃止を登録した目標設定協定登録簿を管理する。目標設定協定を締結した障害者団体は、目標設定協定の締結後1月以内に目標設定協定の認証謄本を情報技術的処理が可能な方式で連邦労働社会省に送付し、目標設定協定の変更及び廃止を1月以内に通知する義務を負う。

#### 第6条 手話及び他のコミュニケーション補助手段

- (1) ドイツ手話は、独自の言語として認められる。
- (2) ドイツ語対応手話は、ドイツ語のコミュニケーション方式として認められる。

(3) 聴覚障害者(ろう者、中途失聴者及び難聴者)及び音声機能障害者は、関係法律を基準として、ドイツ手話又はドイツ語対応手話を使用する権利を有する。聴覚障害者がドイツ手話又はドイツ語対応手話によって意思疎通ができない場合には、関係法律を基準として、他の適切なコミュニケーション補助手段を使用する権利を有する。

## 第2章 平等化及びバリアフリーの義務

### 第7条 公権力の保有者による不利益な取扱いの禁止

(1) 連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む連邦行政の事業所及び他の機関は、それぞれの任務の領域の範囲内で、第1条に掲げる目的を積極的に促進し、諸措置の計画化に当たり当該目的を考慮するものとする。州直属の公法上の団体、施設及び財団を含む州行政機関についても、これらが連邦法を執行する場合には、同様とする。障害のない者に比べて、障害者に対する不利益な取扱いが存在する領域においては、不利益な取扱いの解消及び排除のための特別な措置は、許される。女性と男性の同権の真の実現のための諸法律の適用に際しては、女性障害者の特別な利益を考慮しなければならない。

(2) 第1項にいう公権力の保有者は、障害者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。障害者と障害のない者とが、やむを得ない理由なしに異なる取扱いを受け、そのため、障害者の社会生活への同権の参加が直接又は間接に損なわれる場合には、不利益な取扱いが存在するものとする。

(3) 障害者のために、他の法規、特に社会法典第9編に定める特別の不利益な取扱いの禁止は、影響を受けない。

## 第8条 建築及び交通の領域におけるバリアフリーの実現

- (1) 連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む連邦の非軍事的な建築物の新築及び大規模な改築又は増築の際には、一般に認められている技術上の基準に応じて、バリアフリー化しなければならない。他の解決方法によって同程度にバリアフリー化の諸要求が満たされる場合には、これらの諸要求によらないことができる。州法上の規定、特に建築法規は、影響を受けない。
- (2) その他の建造物又は他の施設、公共の道路、広場及び街路並びに公共の通行可能な交通施設及び公共旅客輸送における輸送手段については、連邦の関係法規を基準として、バリアフリー化しなければならない。これを超える州法上の規定は、影響を受けない。

## 第9条 手話及び他のコミュニケーション補助手段の使用権

- (1) 聴覚障害者又は音声機能障害者は、行政手続において自己の権利の主張に必要な場合には、第2項に規定する法規命令を基準として、ドイツ手話、ドイツ語対応手話又は他の適切なコミュニケーション補助手段により、第7条第1項第1文にいう公権力の保有者と意思の疎通を図る権利を有する。公権力の保有者は、当該権利を有する者の希望により、手話通訳者による通訳又は他の適切なコミュニケーション補助手段による意思疎通を必要な範囲で確保し、かつ、必要な費用を負担しなければならない。
- (2) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、次に掲げる事項を定める。
  1. 手話通訳者又は他の適切なコミュニケーション補助手段の提供を請求することができる場合及び範囲

2. 聴覚障害者又は音声機能障害者と公権力の保有者の間のコミュニケーションのための手話通訳者又は他の適切な援助の提供の方法
3. 通訳サービス又は他の適切なコミュニケーション補助手段の投入に対する適切な報酬又は必要な費用の弁償の原則
4. 第1項にいう他の適切なコミュニケーション補助手段とみなすべきコミュニケーション方式

## 第10条 決定通知及び書式の作成

- (1) 第7条第1項第1文にいう公権力の保有者は、書面による決定通知、一般処分、公法上の契約及び書式の作成の際には、障害者の障害を考慮に入れなければならない。全盲の者又は視覚障害者は、行政手続において自己の権利の主張に必要な場合には、第2項に規定する法規命令を基準として、決定通知、公法上の契約及び書式を、追加費用を負担することなく、それらの者が知覚できる方式で入手できるよう特に要求することができる。
- (2) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、第1項に規定する文書を全盲の者又は視覚障害者が入手できるようにする場合及び方法を定める。

## 第11条 バリアフリーの情報技術

- (1) 第7条第1項第1文にいう公権力の保有者は、第2文の規定により発せられる命令を基準として、技術的な措置を段階的に講じつつ、そのウェブサイトの開設及び当該サイトからの情報提供並びに利用に供される情報技術の手段により表示されるグラフィカルなプログラム画面を障害者が原則として制約されることなく利用できるように作成する。連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、技術的、財政的及び行政組織的

に可能な限りにおいて、次に掲げる事項を定める。

1. 当該命令の適用領域に含まれる障害者の集団
  2. 適用されるべき技術的水準及び当該水準の適用が義務付けられる時点
  3. 当該作成の対象となるべき官庁情報提供の範囲及び種類
- (2) 連邦政府は、ウェブサイト及び情報技術の手段により表示されるグラフィカルなプログラム画面を業務上提供する者に対して、第5条に規定する目標設定協定に基づき、第1項に規定する技術的水準に応じてその製作物を作成するように、働きかける。

### 第3章 法的救済

#### 第12条 行政法規上又は社会法規上の手続における代理の権限

障害者が第7条第2項、第8条、第9条第1項、第10条第1項第2文又は第11条第1項の規定に基づく権利を侵害された場合には、第13条第3項に規定する団体で、自らが当該の手続に参加していないものは、権利を侵害された者に代わり、かつ、その者の同意を得て、法的保護の申立てを行うことができるものとし、第4条にいうバリアフリーの実現又は第6条第3項にいう手話若しくは他のコミュニケーション補助手段の使用の請求権を定める連邦法の規定に対する違反があったときも、同様とする。この場合においては、障害者自らによる法的保護の要請があったときと同様の手続上の要件がすべて満たされていないなければならない。

#### 第13条 団体訴権

- (1) 第3項の規定により認可された団体は、自らの権利が侵害されることがなくとも、行政裁判所法又は社会裁判所法の基準に従って、

次に掲げる違反の確認について訴えを提起することができる。

1. 第7条第2項に規定する公権力の保有者による不利益な取扱いの禁止並びに第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項第2文及び第11条第1項におけるバリアフリーの実現に係る連邦の義務に対する違反
  2. 連邦選挙令第46条第1項第3文及び第4文、欧州選挙令第39条第1項第3文及び第4文、社会保険選挙令第43条第2項第2文、社会法典第1編第17条第1項第4号、飲食店法第4条第1項第2a号、市町村交通助成法第3条第1号d、連邦長距離道路法第3条第1項第2文及び第8条第1項、旅客運送法第8条第3項第3文及び第4文並びに第13条第2a項、鉄道建設営業令第2条第3項、路面電車建設営業令第3条第5項第1文並びに航空法第19d条及び第20b条におけるバリアフリーの実現に係る連邦法の規定に対する違反
  3. 社会法典第1編第17条第2項、第9編第57条及び第10編第19条第1項第2文における手話又は他の適切なコミュニケーション補助手段の使用に係る連邦法の規定に対する違反
- 第1文の規定は、行政裁判所又は社会裁判所の訴訟手続における裁判に基づいて行政処分が発せられた場合には、適用しない。
- (2) 訴えは、団体がその定款に定める任務の範囲において当該行政処分と関係する場合に限り、許される。第1項に規定する訴えは、障害者が自ら、自己の権利を形成又は給付の訴えによって追求することができ、又はできたであろう場合において、団体が当該行政処分は一般的意義を有する事例であると主張するときのみ、提起することができる。これは特に同一事例が多数ある場合である。第1項第1文に規定する訴えには、その対象となる行

政処分が連邦又は州の最高官庁によって発せられた場合でも、準備手続きを必要とするという条件で、行政裁判所法第8章の規定が準用される。

(3) 障害者の参加のための評議会委員で、社会法典第9編第64条第2項第2文の1番目、3番目又は12番目により任命された者の提案に基づき、連邦労働社会省は、認可を与えることができる。認可は、提案された団体が次の各号のすべてに該当する場合に、与えるものとする。

1. その定款によって、理念的にかつ一時的でなく、障害者の利益を促進すること。
2. その構成員又は構成団体の構成によって、障害者の利益を連邦レベルで代表することを任務としている団体であること。
3. 認可の時点で少なくとも3年間存続し、かつこの期間中に第1号にいう活動をしていること。
4. 適切な任務遂行のための保証を提供すること。これに当たっては、団体のこれまでの活動の種類及び範囲、構成集団並びに給付能力を考慮に入れなければならない。
5. 法人税法第5条第1項第9号の規定により、公益的な目的の追求を理由に、法人税を免除されていること。

#### 第4章 障害者の利益のための連邦政府専門委員

##### 第14条 障害者の利益のための専門委員の職

- (1) 連邦政府は、障害者の利益のための専門委員1名を任命する。
- (2) 専門委員には、職務の遂行に必要な人員及び物品が用意されなければならない。
- (3) 専門委員の職は、罷免の場合を除き、次期連邦議会の開会をもって終了する。

##### 第15条 職務及び権限

- (1) 専門委員の職務は、障害者と障害のない者に同等の生活条件を確保すべき連邦の責務が、社会生活のあらゆる領域において遂行されるよう努めることである。専門委員は、この職務の実行に当たり、女性障害者と男性障害者の異なる生活条件が考慮され、性別に特有の不利益な取扱いが排除されるように尽力する。
- (2) 第1項に規定する職務の実行のため、連邦各省は、法律、命令及び他の重要事項の立案に当たり、それらが障害者の社会統合を取り扱い、又はそれに関連する場合には、必ず専門委員を参加させる。
- (3) すべての連邦官庁及び他の連邦の所管領域の公的機関は、専門委員の職務の遂行を支援する義務、特に必要な情報を提供し、文書閲覧を保障する義務を負う。個人関連情報の保護に関する規定は、影響を受けない。

---

以下に第13条第12項第2号及び第3号において言及されている他法の条文を掲げる。

##### ●第13条第12項第2号関係

○連邦選挙令 (Bundeswahlordnung) 第46条第1項第3文及び第4文

##### 第46条 投票所

- (1) …投票所は、すべての有権者、特に障害者及び移動が困難な他の人に選挙への参加が可能な限り容易となるように、その場所を選択し、設置するものとする。市町村行政庁は、バリアフリーとなっている投票所を早期にかつ適切な方法で通知する。

○欧州選挙令 (Europawahlordnung) 第39条第1項第3文及び第4文

### 第39条 投票所

(1) …投票所は、すべての有権者、特に障害者及び移動が困難な他の人に選挙への参加が可能な限り容易となるように、その場所を選択し、設置するものとする。市町村行政庁は、バリアフリーとなっている投票所を早期にかつ適切な方法で通知する。

### ○社会保険選挙令 (Wahlordnung für die Sozialversicherung) 第43条第2項第2文

### 第43条 郵便による投票

(2) …全盲又は視覚障害の有権者は、投票用紙の識別のために、申請すれば、社会保険の保険者から点字の投票用紙を無料で提供される。

### ○社会法典第1編 (Erstes Buch Sozialgesetzbuch) 第17条第1項第4号

### 第17条 社会保障給付の実施

(1) 社会保障給付の担当機関は、次に掲げることが実現するよう努める義務を負う。

4. その管理部門及びサービス部門の建物が出入及びコミュニケーション上バリアフリーで、かつ、社会保障給付がバリアフリーの空間及び設備の中で実施されること。

### ○飲食店法 (Gaststättengesetz) 第4条第1項第2a号

### 第4条 拒否の理由

(1) 次の各号に掲げる場合には、〔訳注：飲食店を営むための〕許可を拒否しなければならない。

2a. 2002年11月1日以後に新築、大規模改修又は大規模増築のための建築許可を受けた建物、又は建築許可を要しない場合には、2002年5月1日以後に完成し、大規模改修

がなされ、若しくは大規模増築がなされた建物の中にある顧客のための営業スペースが障害者にはバリアフリーで利用することができないとき。

### ○市町村交通助成法 (Gesetz über Finanzhilfen des Bundes zur Verbesserung der Verkehrsverhältnisse der Gemeinden (GVFG)) 第3条第1号d

### 第3条 助成の条件

d. [第2条の規定による助成の条件は、当該計画が] 障害者及び移動が困難な他の人の利益を考慮し、バリアフリーの要求を可能な限り広く満たしていること〔である〕。計画の立案に当たっては、所管する障害者専門委員又は障害者評議会の意見を聴取しなければならない。地方公共団体に障害者専門委員又は障害者評議会が存在しない場合には、その代わりとして、障害者平等法第5条にいう相応する団体の意見を聴取しなければならない。

### ○連邦長距離道路法 (Bundesfernstraßengesetz (FStrG)) 第3条第1項第2文及び第8条第1項

### 第3条 道路建設負担義務

(1) …道路建設負担者は、その給付能力に応じて、連邦長距離道路を通常交通需要を充足する状態に建設し、維持し、拡張し、又は改修しなければならない。これに当たっては、環境保護の利益並びにバリアフリーを可能な限り広く達成する目標のもとに障害者及び移動が困難な他の人の利益を含む他の公の利益を考慮しなければならない。

### 第8条 特別利用

(1) 連邦長距離道路の通常利用を超える利用は、特別利用とする。特別利用には道路建設

官庁の許可を必要とし、人口密集地域の通行には当該地域の市町村の許可を必要とする。市町村が道路建設負担者でない場合には、市町村は、道路建設官庁の同意がある場合にのみ、許可することが許される。市町村は、条例により、人口密集地域の通行における一定の特別利用について許可〔を得る義務〕を免除し、〔特別利用の〕実施を定めることができる。市町村が道路建設負担者でない場合には、条例〔の制定に〕は、州の最高道路建設官庁の同意を必要とする。特別利用により障害者の通常利用が著しく侵害される場合には、許可されないものとする。

#### ○旅客運送法 (Personenbeförderungsgesetz) 第8条 第3項第3文及び第4文並びに第13条第2a項

#### 第8条 交通サービスの促進及び公共旅客交通 における交通の利益の調整

(3) …近距離交通計画は、公共旅客交通の利用についてバリアフリーを可能な限り広く達成するという目標のもとに障害者及び移動が困難な他の人の利益を考慮しなければならず、近距離交通計画には、時間的な目標及び必要な措置に係る陳述が行われる。近距離交通計画の作成に当たっては、任務負担者のもとに障害者専門委員又は障害者評議会が存在する場合には、これらの者の意見を聴取しなければならない。

#### 第13条 許可の条件

(2a) 公共近距離旅客輸送においては、申請された交通が第8条第3項第2文及び第3文にいう近距離交通計画に合致しない場合には、許可を拒否することができる。

#### ○鉄道建設営業令 (Eisenbahn-Bau- und Betriebsordnung) 第2条第3項

#### 第2条 一般的な要求

(3) この命令の規定は、障害者及び高齢者並びに子ども及び利用が困難な他の人による鉄道施設及び車両の利用が特別な困難なく可能となるように適用しなければならない。鉄道会社は、この目的のために、利用について可能な限り広くバリアフリーを達成するという目標のもとに鉄道施設及び車両の設計計画を作成する義務を負う。それに対応した車両の運行計画の作成もこの義務に含まれ、当該車両を各列車内に編入したことを公示しなければならない。計画の作成は、障害者平等法第13条第3項の規定により認可された団体の最上部機関の意見を聴取してから行われる。鉄道会社は、当該計画をその監督機関を通じて、目標設定協定登録簿を管轄する連邦官庁に送付する。管轄監督官庁は、第2文及び第3文の例外を許可することができる。

#### ○路面電車建設営業令 (Verordnung über den Bau und Betrieb der Straßenbahnen (BOStrab)) 第3条第5項第1文

#### 第3条 営業施設の建設及び車両の製造に対する一般的な要求

(5) 障害者、高齢者又は病弱者、妊婦、子ども及び幼児を同伴している乗客が特別な困難なく営業施設及び車両を利用できるような措置も、建設上の要件とする。

#### ○航空法 (Luftverkehrsgesetz (LuftVG)) 第19d条及び第20b条

#### 第19d条

空港運営事業者は、一般に利用可能な空港施設、建物、空間及び設備を乗客が安全、かつ、容易に利用できるように配慮しなければならない

い。これに当たっては、障害者及び移動が困難な他の人の利益について、バリアフリーを達成する目標のもとに、特別の考慮が払われなければならない。バリアフリーの詳細については、障害者平等法第5条にいう目標設定協定により定めることができる。

#### 第20b条

最大積載量5.7トンを超える航空機を運航する航空事業者は、危険なく、かつ、容易に航空機を利用できるように配慮しなければならない。これに当たっては、バリアフリーを達成する目標のために、障害者と移動が困難な他の人の利益について、特別の考慮が払われなければならない。航空安全法第9条第2項の規定を準用する。バリアフリーの詳細については、障害者平等法第5条にいう目標設定協定により定めることができる。

#### ●第13条第1項第3号関係

#### ○社会法典第1編(Erstes Buch Sozialgesetzbuch) 第17条第2項

#### 第17条 社会保障給付の実施

(2) 聴覚障害者は、社会保障給付の実施の際、特に医師による診察及び治療の際にも、手話を使用する権利を有する。社会保障給付の担当機関は、手話の使用及び他のコミュニケーション補助手段から生じる費用を負担する義務を負い、その場合には、社会法典第10編第19条第2項第4文の規定<sup>\*</sup>を準用する。

<sup>\*</sup>社会法典第10編(Zehntes Buch Sozialgesetzbuch)  
第19条第2項第4文

#### 第19条 公用語

(2) …官庁が通訳者又は翻訳者を呼び寄せた場合

には、通訳者又は翻訳者は、申請により、司法報酬・補償法の規定を準用して報酬を受け、その場合には、官庁は、通訳者又は翻訳者と報酬額を取り決めることができる。

#### ○社会法典第9編(Neuntes Buch Sozialgesetzbuch)第57条

#### 第57条 意思疎通の助成

聴覚障害者又は言語能力に特別強度の損傷の障害のある者が、その障害を理由として、外界との意思疎通を図るために特別の動機から他者による援助を必要とする場合には、必要な援助が提供され、又は相応の費用が補償される。

#### ○社会法典第10編(Zehntes Buch Sozialgesetzbuch)第19条第1項第2文

#### 第19条 公用語

(1) …公用語は、ドイツ語とする。聴覚障害者は、公用語による意思疎通を図るために手話を使用する権利を有し、通訳者の費用は、官庁又は社会保障給付の担当機関により負担されなければならない。

#### 注

(1) 第1項は、第2文までしかない。制定時の連邦政府提出法案では、現行法の第2文が第3文となっていたが、連邦議会の労働・社会秩序委員会の議決勧告では、連邦政府提出法案の第2文を削除する修正が行われたにもかかわらず、第4項の文言はこれに対応する修正が行われなかった。したがって、この箇所は第1項第2文と読み替えるのが適切である。Deutscher Bundestag, Drucksache 14/8331, S.10-11 参照。

<sup>\*</sup> 調査及び立法考査局ドイツ法研究会：安部さち子、伊東雅之、小澤隆、古賀豪、齋藤純子、堤健造、寺倉憲一、戸田典子、丸本友哉、山岡規雄、山本真生子